

城里町
国民健康保険七会診療所整備基本計画
～第一次医療機関を目指して～



茨城県城里町

序

少子高齢化の進展や生活習慣病の増加による疾病構造の変化，医療技術の進歩等を背景に，医療ニーズや医療環境は，ますます高度・多様化しております。

このような中，七会地域の医療機関は「国民健康保険七会診療所」のみであり，診療所はへき地医療の基幹的な施設としての役割を果たしてきたところであります。地域住民の大半は日常医療を診療所に依存しており，今後も在宅医療・保健・介護予防など包括的な医療が望まれているところであります。

歯科においては，診療所に併設されており予約制の治療を行い，幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに初期治療に対する指導を行っています。

平成17年2月1日の町村合併後，町では入院や送迎バスの廃止，勤務職員数の適正化を行い経営改善に努めてきたところです。

しかしながら，現在の診療所は，外来棟が昭和47年，歯科棟が昭和50年，検査棟（廃止入院棟）が昭和55年に建設され，それぞれ築後40年程度経過し施設の老朽化が進んでおり，一刻も早い施設整備が必要となっています。

このようなことから，この基本計画は，第1次城里町総合計画及び城里町過疎地域自立促進計画の中で示された「国民健康保険七会診療所施設整備」に基づき，新しい診療所の建設に向けた基本的な方針を定めるため策定いたしました。

今後とも，へき地医療機関としての役割を担い，地域住民の生命と健康を守り，地域に根ざした診療所を目指していく所存であります。

おわりに，この基本計画策定にあたり貴重なご提言をいただきました「城里町国民健康保険七会診療所建設検討委員会」の委員の皆様をはじめ，関係団体並びに町民の皆様から心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

城里町長 上遠野 修

目 次

第1章 国民健康保険七会診療所整備の基本的な考え方	1
1 国民健康保険七会診療所の位置付けと役割	1
2 新診療所の概要	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本方針	4
第2章 国保七会診療所の整備概要	5
1 診療機能	5
2 施設規模	6
3 設置場所	6
4 建設計画	9
5 事業計画	9
6 運営主体	13
第3章 部門別整備計画	14
1 医療部門	14
2 管理部門	15
3 現診療所施設等の後利用	16
参考1 国民健康保険七会診療所整備基本計画作成経過	18
参考2 第6次茨城県へき地保健医療計画（抜粋）	18
参考3 主な周辺公立病院状況図	20

第1章 国民健康保険七会診療所整備の基本的な考え方

1 国民健康保険七会診療所の位置付けと役割

(1) へき地医療と第一次医療機関

国民健康保険七会診療所（以下「国保七会診療所」という。）は、昭和28年に医科が設置され、昭和50年には歯科も併設され、現在まで医療過疎として茨城県が指定する七会地域の「へき地医療」の役割を果たして来ました。

平成17年2月1日の町村合併後、入院廃止、送迎バスの廃止、勤務職員数の適正化を行い経営改善に努めてきたところです。

現在の診療所は、外来棟が昭和47年、歯科棟が昭和50年、検査棟（廃止入院棟）が昭和55年に建設され、それぞれ築後40年程度経過し施設の老朽化が進んでおり、一刻も早い施設整備が必要となっています。

第1次城里町総合計画及び城里町過疎地域自立促進計画の中でも「国保七会診療所施設整備」が示されており、今後においてもへき地医療となる七会地域の医療提供体制を構築し、医科と歯科に特化した第一次医療機関を目指すこととしています。

●へき地医療とは、誰もが平等に健康を維持できるよう、医療過疎に悩む地域に提供される医療サービスのことです。国と地方自治体を中心になって「へき地医療整備計画」などに基づいて推進されています。

これには無医地区、それに準じる地区、へき地診療所が開設されている地区などが含まれます。国：第11次計画期間、茨城県：第6次計画期間

●無医地区・準無医地区・無歯科医地区・準無歯科医地区の状況

	無医地区	準無医地区	無歯科医地区	準無歯科医地区
城里町	赤 沢	塩 子	赤 沢	塩 子
	大網・真端		大網・真端	

参考：無医地区・無歯科医地区の定義

医療機関（歯科医療機関も含む）のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの範囲内に50人以上居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

※容易に医療機関を利用することができない地区とは

医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関があっても1日3往復以下であるか、1日4往復以上であるが、これを利用して医療機関まで行くために必要な時間が徒歩を含めて1時間を超える場合

（２）患者動向等

国保七会診療所の患者数は、毎年延べ1万4千人程度であり、七会地域住民をはじめ周辺地域の住民が利用しています。内訳といたしましては、七会地域住民が8割、その他古内地域、錫高野地域、石塚地域等となっています。

●患者受診状況

（単位：件、千円）

区 分		国保七会診療所		合 計
		医 科	歯 科	
受診件数	25年度	8,390	5,232	13,622
	24年度	9,745	4,684	14,429
	23年度	9,353	5,124	14,477
	22年度	9,856	4,835	14,691
	21年度	10,852	4,648	15,500
	20年度	11,465	4,549	16,014
	19年度	12,235	4,703	16,938
診療収入	25年度	108,061	34,184	142,245
	24年度	111,344	32,160	143,504
	23年度	111,916	31,866	143,782
	22年度	106,707	31,277	137,984
	21年度	112,695	24,369	137,064
	20年度	115,266	24,532	139,798
	19年度	128,152	26,989	155,141

(3) 診療機能

現在、国保七会診療所は昭和47年に設置した外来棟、それに併設された検査棟（平成19年3月まで入院棟で利用）において初期診療を行っています。

毎週月曜日は、中核病院の茨城県立中央病院からの応援を受け、在宅医療と併せて診療の充実を図っています。

地域住民の大半は日常医療を当診療所に依存しており、地域住民にとって診療所に対する期待は強く、今後も在宅医療・保健・介護予防など包括的な医療が望まれています。

隣接されている歯科診療室については、予約制で治療を行っています。幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに、初期治療に対する指導を行っています。

(4) 診療体制

H26.4.1現在

医 科		歯 科	
常勤医師 1名 県立中央病院へき地医療連携 週1 1名派遣		常勤医師 1名	
看護師 3名		歯科衛生師 2名	
職員 3名（うち派遣職員1名）		嘱託職員 1名	
計 7名		計 4名	

(5) 県立中央病院との連携と役割分担

茨城県の「第6次へき地医療整備計画」に位置づけされた、中核病院の「茨城県立中央病院」との連携のもと、医師の派遣や地域医療に対する助言を受けながら地域住民が安心して暮らせる医療に取り組んでいます。

2 新診療所の概要

(1) 基本理念「へき地医療体制の充実」

医療過疎として「へき地」に指定されている七会地域住民が、安心して暮らすことができるように、疾病の予防・早期発見・早期治療を目的とした、住民を支える地域密着型の医療に努め、地域住民に信頼される医療を提供します。

(2) 基本方針

新しい診療所は、へき地の医療機関として、地域医療の確保に向けた役割・機能を発揮するために、以下のとおり基本方針を策定し、担うべき医療を重点的に取り組んでいきます。

① 患者本位の信頼される診療所

患者本位の診療を展開し、安心安全な管理体制を実現していきます。また、プライバシーの保護に配慮した安らぎと潤いのある魅力的な医療環境を提供する信頼される診療所づくりを進めます。

② 患者等にやさしい診療所

施設のバリアフリー化により身体の負担を軽減し、移動の利便性や安全性を確保することで、患者をはじめ利用する全ての人にやさしい診療所づくりを行います。

③ 周辺環境と調和した利便性の高い診療所

中核病院へのアクセス確保や周辺の環境づくりと連携した敷地整備を行うとともに、必要な駐車スペースの確保を図り、利便性の高い診療所づくりを進めます。

④ 地域に根ざした診療所

地域住民への啓発活動，情報提供を実施するとともに，ボランティア等地域住民による支援の受入れを積極的に行います。また，在宅医療にも重点をおき状態悪化を未然に防ぐ医療を推進し，地域に根ざした診療所づくりを行います。

⑤ 健全経営を目指す診療所

地域にまんべんなく医療を提供する機関として，公益性を重視しながらも，合理的で効率的な健全経営を目指す診療所にします。

第2章 国保七会診療所の整備概要

1 診療機能

(1) 地域医療の確保・充実

① 外来に特化した医療機能

原則として，へき地の第一次医療機関としての役割を維持し，外来に特化した医療を目指します。

② 医療・保健・介護の連携

疾病予防・介護予防活動を進めるため町の保健福祉部門と協力し，さらに七会保健福祉センターとの連携を図りつつ，在宅医療（訪問診療等）など切れ目ない医療・保健・介護の充実を図っていきます。

③ 地域連携の機能強化

中核病院の茨城県立中央病院など総合病院との一層の連携強化を進めていきます。

(2) その他の機能（医師等スタッフ確保）

国・県の支援協力体制を確立して，スキルアップのための各種研修等に参加

していき、医療の質の向上、医師・看護師等の確保に努めることで、魅力ある診療所機能を目指します。

2 施設規模

(1) 診療科

第一次医療機関としての役割を果たすため、医科（内科）と歯科に特化した医療機関とします。

(2) 施設面積

500 平方メートル程度（類似団体の施設規模参照）とします。

(3) 施設構造

鉄骨平屋建て、地上1階とします。

(4) 用地面積

診療所規模や利用者数等を考慮し約1, 500 平方メートル程度とします。

3 設置場所

城里町七会地域内とします。

「城里町国民健康保険七会診療所建設検討委員会」で示された、必要な面積・交通の利便性・災害への対応のほか、法的規制、インフラの状況、周辺環境の課題の重視すべき項目等に基づき総合的な評価を行いました。その結果、最も適した建設予定地として、七会保健福祉センター内駐車場の一部に立地することとします。

両施設の利用者の駐車場として併用できる形態をとることで、最大限有効活用を図っていくこととします。

3-1 敷地概要

現診療所の施設概要



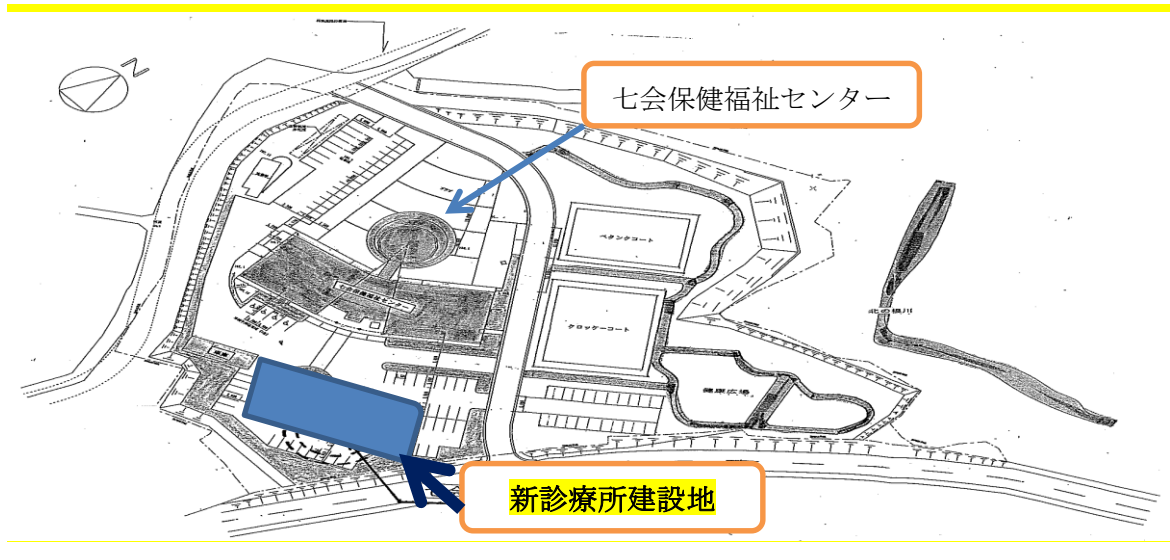
- ・地 番 : 城里町大字小勝516番地他
- ・敷地面積 : 23,790 m²
- ・延床面積 : 医科(外来)棟 279 m²
検査棟 (廃止入院棟) 1,084 m² (1階検査室, 2階・3階倉庫)
歯科棟 97 m²
- ・構 造 : 医科(外来)棟 鉄骨造平屋
検査棟 (廃止入院棟) 鉄筋コンクリート造 3階
歯科棟 木造平屋
- ・駐車台数 : 患者用 18台 職員用 12台
- ・竣工年 : 医科(外来)棟 昭和47年
検査棟 (廃止入院棟) 昭和55年
歯科棟 昭和50年

新診療所建設地の概要



・地番	・城里町大字小勝1400番地
・敷地面積	・約1,500㎡（七会保健福祉センター駐車場内）
・用途地域	なし
・想定延床面積	・500㎡程度
・駐車台数	・患者用 20台（七会保健福祉センターと併用） ・職員，公用車 14台（七会保健福祉センターと併用）
・地盤状況	・近隣地盤状況参考（基本設計時に地盤調査を実施予定）
・敷地周辺	・道路幅員・上水道・雨水排水・汚水排水・電気・ガス・電話など



■配置計画(案)



4 建設計画

平成28年着工及び平成29年開所を目指します。

なお、建設計画は、建設・運営コストの縮減等経済性に十分配慮して策定し、診療所建設工事に当たっては、騒音・振動・粉塵・交通渋滞に十分配慮して進めます。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基本計画			
基本設計・実施設計	用地測量等調整 	建設工事 	
	関係法令等手続	補助申請	
			準備・移転・開所

5 事業計画

(1) 事業費

国保七会診療所整備にあたっては、安定的な医療経営を目指し、将来的な負担の軽減を図り、診療所全体に要する経費を必要最小限に抑制するように努めます。

① 建築費の試算

総務省が定める公立病院に関する財政措置の基準等を踏まえたうえで、類似診療所の例も参考にしながら建築費を試算することとします。

※総務省が定める公立病院に関する財政措置の基準（抜粋）

- ・公立病院に関する地方財政措置の重点化
- ・過疎地等における病院、診療所に係る地方交付税の措置等

② 医療機器整備の試算

国保七会診療所の主な医療機器等については、今後更に詳細な検討が必要ですが、現診療所からの機器の移設等も考慮して試算することとします。

■移設する主な医療機器名

<p>医 科：内視鏡，胃カメラ洗浄器，心電計，超音波診断装置，電子カルテシステム機器など</p> <p>歯 科：診療台3台，レントゲン2台，電子カルテシステム機器など</p>

■備品購入

<p>医 科： 一般撮影レントゲン装置</p>

(2) 概算事業費等

① 概算事業費

新診療所の建設等における事業費については、下記のとおり想定します。

(単位：千円)

区 分	事 業 概 要		概算事業費	適 用
費 用	1. 設計業務	事前調査(測量・地質調査)・申請費	3,500	地質調査費 1,500
				測量調査費 2,000
		設計費	14,000	基本・実施設計費
			10,000	工事監理費
		計	27,500	
	2. 建設費	建設工事費	210,000	総床面積500㎡×420/㎡
		外構工事(駐車場含)	10,000	外構面積1,000㎡×10/㎡
計		220,000		
3. 機器等	医療機器	5,000	一般撮影X線レントゲン	

区 分	事 業 概 要	概算事業費	適 用	
	3. 機器等	什器・備品	4,500	移設・引越経費等含む
		計	9,500	
		合 計	257,000	
財源内訳	補助金		32,000	
	起 債		200,000	
	一般財源		25,000	
	合 計		257,000	

注1： 上表の事業費は全て概算により算定されたもので、今後の設計金額との間にかい離が生じることを十分に留意する必要があります。なお、建築施工部の事業費は起債償還における地方交付税措置の対象となる建築上限単価により算定しています。

注2： 補助金は、今後の整備内容と事業費により金額が変動します。

注3： 起債は、過疎債を活用します。

② 財源について

整備費用については、国・県補助金や過疎地域の優位性を最大限活かし、過疎債などの有利な起債を活用していくこととします。

③ 収支計画

●経営収支計画

経営収支目標	・一般診療	7人（派遣職員含む）
	・歯科診療	4人（嘱託含む）

（単位：人，千円）

		現 行	2年目	3年目	4年目	5年目
		H25決算額	H26見込	H27見込	H28見込	H29見込
外来患者数		13,622	14,000	14,000	14,000	15,000
歳 入	外来収入	135,623	124,066	120,000	120,000	121,000
	その他の診療収入	6,622	4,681	3,850	4,000	4,500
	使用料及び手数料	612	466	470	500	500
	一般会計繰入金	39,020	57,790	62,787	58,438	49,698
	事業勘定繰入金	8,148	8,148	8,148	8,148	8,148
	繰越金	3,803	1,000	1,000	1,000	1,000
	諸収入	667	384	180	200	200
	国県補助金			2,294	32,000	
	事業債（過疎債）			2,200	200,000	
合 計		194,495	196,535	200,929	424,286	185,046
歳 出	人件費	82,698	86,065	86,059	86,100	86,200
	施設管理費	13,847	15,035	18,642	18,000	17,500
	医薬費	77,808	79,358	78,443	77,900	77,500
	公債費	4,546	4,077	3,159	2,786	3,846
	施設整備費		12,000	14,626	239,500	
合 計		178,899	196,535	200,929	424,286	185,046

(単位：人，千円)

		6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		H30見込	H31見込	H32見込	H33見込	H34見込
外来患者数		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
歳入	外来収入	121,000	121,000	121,000	121,000	121,000
	その他の診療収入	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	使用料及び手数料	500	500	500	500	500
	一般会計繰入金	44,116	43,494	64,653	63,983	63,983
	事業勘定繰入金	8,148	8,148	8,148	8,148	8,148
	繰越金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	諸収入	200	200	200	200	200
合計		179,464	178,842	200,001	199,331	199,331
歳出	人件費	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000
	施設管理費	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
	医業費	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000
	公債費	3,464	2,842	24,001	23,331	23,331
合計		179,464	178,842	200,001	199,331	199,331

6 運営主体

現在、国保七会診療所は国民健康保険法に基づく「特別会計」において町直営で行っています。平成18年には、近年の医療動向やへき地医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくため、経営改善の見直しを行っています。

新しい診療所においても、医療機能を確保しつつ将来に向けて管理運営方式等も検討していくこととします。

第3章 部門別整備計画

1 医療部門

(1) 医療

- ① 医科は、第一次医療機関としての総合的な内科診療とし、重症な患者については中核病院への紹介・移送により対応します。
- ② 歯科については、一般診療を主におこないます。外科的治療が必要な場合は中核病院へ紹介します。
- ③ 地域住民だれもが安心して利用できる外来診療を行います。
- ④ 歯科については、予約制度等により待ち時間の短縮化を図ります。
- ⑤ 外来患者のプライバシー確保に配慮した施設、運用体制とします。
- ⑥ 外来患者の注射、点滴注射、採血、採尿は検査処置室で行い、業務の効率化を図ります。
- ⑦ 診療材料などの在庫管理を徹底することにより、コスト削減を図ります。
- ⑧ 機器の保守点検を計画的に行い、管理メンテナンスに努めます。

(2) 薬剤

- ① 外来調剤は原則として院内処方とします。
- ② 薬剤に関する指導・相談等を実施して患者サービスを図ります。
- ③ 薬剤管理指導業務の算定充実を図ります。
- ④ ジェネリック医薬品については採用比率の増加を図ります。
- ⑤ 薬剤の在庫管理を徹底し、コスト削減を図ります。

(3) 在宅医療

- ① 医師，看護師で在宅医療を実施します。
- ② 在宅医療の範囲はへき地医療全域を基本としますが，周辺地域についても実施していきます。
- ③ 診療材料などの在庫管理の徹底によりコスト削減を図ります。
- ④ 車両の保守点検を計画的に行い，管理メンテナンスに努めます。

(4) 地域医療連携

医療・保健・介護予防といった分野の包括的な連携を推進するため，七会保健福祉センターなど福祉機関と緊密な協力・調整を行い，紹介患者の診療予約，逆紹介を行います。

2 管理部門

(1) 施設管理

① 駐車場

駐車場は，国保七会診療所を七会保健福祉センター内へ立地をすることで，同施設の駐車場と併用するため利用状況等を考慮し必要なスペースの確保を図ります。

② 管理

施設の管理は，医療機関であることから，院内感染等を未然に防ぐことを考慮し，清掃管理を徹底していくこととします。また，医療用廃棄物については，環境への影響に十分配慮しながら，分別の徹底とコスト縮減の検討を行います。

3 現診療所施設等の後利用

(1) 現診療所・歯科施設等の取扱い方針

- ① 検査棟・・・新診療所の診療開始に伴い、当分の間倉庫として活用し、耐用年数39年（現在34年）の経過後については、諮問機関である「城里町国民健康保険運営協議会」（以下「国保運営協議会」という。）に諮り検討していくこととします。
- ② 外来棟・・・・・・・・新診療所の診療開始に伴い閉鎖します。
- ③ 歯科診療所・・・・・・・・新診療所の診療開始に伴い閉鎖します。
- ④ 公用車庫・・・・・・・・医科検査棟同様国保運営協議会に諮り検討します。
- ⑤ 医療機器移設等・・・使用可能なものは新診療所へ移設し、その他のものはオークション等による売却及び処分とします。

(2) 医療用行政財産

■土地

(単位：㎡)

区分	所有者	地 番			地目	面積
借地	小勝523 清水 昭巳	小勝	中郷	518の1	山林	854.00
	清水 昭巳	小勝	中郷	603の1	山林	16,048.00
借地計						16,902.00
町所有地	城里町	小勝	中郷	513の1	雑地	1,382.00
	城里町	小勝	中郷	516	宅地	1,307.65
	城里町	小勝	中郷	519の1	宅地	472.14
	城里町	小勝	中郷	600の2	雑地	1,025.00
	城里町	小勝	中郷	600の3	宅地	621.09
	城里町	小勝	中郷	603の2	雑地	456.00

区分	所有者		地番		地目	面積
町所有地	城里町	小勝	中郷	709	宅地	487.00
	城里町	小勝	中郷	713 の 2	宅地	550.93
	城里町	小勝	磯崎	520 の 1	畑	495.00
	城里町	小勝	磯崎	520 の 4	雑地	66.00
	城里町	小勝	磯崎	520 の 5	宅地	25
城里町所有地計						6,887.50
国保七会診療所敷地計						23,789.50

■ 建物

(単位：㎡)

区分		所在地	面積	取得年度
国保七会 診療所	診療所	小勝 516	1,084	昭和 55 年度
	給食室 (棟)	小勝 516	93	昭和 48 年度
	診療所	小勝 516	279	昭和 47 年度
	車庫	小勝 516	65	平成 3 年度
	車庫	小勝 516	16	平成 7 年度
	歯科診療所	小勝 519-1	97	昭和 50 年度
医師住宅 (七会地区)		小勝 709	85	平成 7 年度

■参考1 国民健康保険七会診療所整備基本計画作成経過

- H25. 6. 4 第1回国民健康保険七会診療所建設検討委員会
委員15名中，議会議員4名（H26.6.4.委嘱）
- H25. 8.26 第2回国民健康保険七会診療所建設検討委員会
改築規模等協議
- H25.11. 21 第3回国民健康保険七会診療所建設検討委員会
建設地等協議
- H26. 8. 22 平成26年度第1回国民健康保険運営協議会
経過等報告
- H26.12. 18 平成26年度第2回国民健康保険運営協議会
事業の具体化に向けた作業手順確認
- H27. 2. 3 第4回国民健康保険七会診療所建設検討委員会
基本計画（案）協議
- H27. 2. 3 平成26年度第3回国民健康保険運営協議会
基本計画(案)諮問・答申

■参考2 第6次茨城県へき地保健医療計画（抜粋）

■ 計画の期間

この計画の期間は，平成25年度から平成29年度までの5か年とする。

ア 過疎地域の現状

本県では，大子町及び市町村合併以前に過疎地域であった旧山方町，旧美和村，旧緒川村，旧御前山村（現常陸大宮市），旧金砂郷町，旧水府村，旧里美村（現常陸太田市），旧七会村（現城里町）が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）により引き続き過疎地域としての指定を受けている。

イ へき地診療所

県内3か所のへき地診療所が，無医地区等における地域住民への医療を提供している。

北茨城市立水沼診療所，常陸大宮市国保美和診療所，城里町国保七会診療所

ウ へき地医療拠点病院

県内4か所のへき地医療拠点病院が，巡回診療やへき地診療所への医師派遣，代診医派遣等を

行っている。

北茨城市立総合病院，茨城県立中央病院，石岡第一病院，常陸大宮済生会病院

■へき地保健医療対策の目標

- ・ 無医地区等の地域住民が安心して医療を受けられる体制の整備
 - ・ へき地医療に従事する医師，看護師等人材の養成・確保
 - ・ へき地における患者輸送体制の確保
- (3) へき地を有する市町の役割
- ・ へき地医療を担う医師や看護師等の生活環境や勤務環境の整備
 - ・ 無医地区の住民の患者輸送体制の確保
 - ・ 住民に対する健康づくりに関する啓発の実施

■ へき地保健医療対策に係る具体的支援策

(1) へき地医療支援機構の強化について

ア へき地医療支援機構の役割

県は，へき地医療対策に係る施策を一元的に企画・調整するための機関として県立中央病院に茨城県へき地医療支援機構を設置している。

茨城県へき地医療支援機構は，へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため，茨城県へき地医療支援計画策定会議において，へき地医療支援計画を策定し，次の事業を行うものとする。なお，へき地への医師派遣の調整に当たっては，保健福祉部内に設置している地域医療支援センターと連携を図るものとする。

- ① へき地における総合的な診療計画の企画・調整
- ② へき地医療拠点病院とへき地診療所間の医師派遣の調整
- ③ へき地医療拠点病院における医師等の派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所への派遣業務に係る指導・調整
- ④ へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの形成
- ⑤ へき地医療拠点病院の活動評価
- ⑥ 非常勤医師の配置などのへき地で勤務を希望する医師への情報提供
- ⑦ へき地診療所への診断支援を行う遠隔医療についての検討
- ⑧ 市町村が設置運営するへき地診療所に対する支援
- ⑨ 総合医のへき地診療所への配置の支援

(3) へき地等の医療提供体制に対する支援について

ア へき地医療機関に対する支援策

へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対する運営費及び設備・施設整備費の助成を行い，へき地における医療提供体制の維持に努める。

イ 情報通信技術（IT）による診療支援

ITを活用し，へき地医療に関する情報を共有するとともに，必要に応じた専門医療の提供体制の推進を図る。

ウ ドクターヘリの活用方策

無医地区及びへき地診療所からアクセスしやすい場所にヘリコプターの離着陸場であるランブーポイントを整備し，へき地においても迅速に第三次救急医療を受けられるよう救急搬送体制の充実を図る。

(4) へき地等の歯科医療体制について

歯科医師会等関係団体と連携して，無歯科医地区の歯科医療の提供を図る。

■参考3 主な周辺公立病院状況図



国民健康保険七会診療所整備基本計画

発行 茨城県 城里町

編集 城里町 保険課

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428-25

TEL 029-288-3111 (代)

URL <http://www.town.shirosato.lg.jp>